

川西市立幼保連携型認定こども園保育料等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

川西市長 越田 謙治郎

川西市規則第 29 号

川西市立幼保連携型認定こども園保育料等規則の一部を改正する規則

川西市立幼保連携型認定こども園保育料等規則（平成29年川西市規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(延長保育料の特例) 第3条 (略)	(延長保育料の特例) 第3条 (略) <u>(乳児等通園支援事業の利用時間の特例)</u> 第3条の2 保護者が乳児等通園支援事業 <u>(児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する事業をいう。以下この条において同じ。）</u> を利用した場合において、当該利用した時間が利用予定時間（乳児等通園支援事業を利用する保護者が当該利用日の利用開始前までに認定こども園に通知した利用

予定時間をいう。以下この条において同じ。)に満たないときであっても、当該保護者は、乳児等通園支援事業を利用予定時間と同時間利用したものとみなす。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。